

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第24号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	1
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	11
告示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	13

訓令

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「知事公室、」を削り、「専門職大学準備室長」を「知事室長」に改め、「国際監」を削り、「全国豊かな海づくり大会推進室長」の右に「(以下この号において「新庁舎整備室長等」という。)を、「室長」の右に「(新庁舎整備室長等を除く。以下同じ。)」を加える。

第5条の2中「復興支援課」を「防災支援課」に改める。

第6条第2項第7号中「知事公室、」を削り、「専門職大学準備室」を「知事室」に改める。

第7条第2項第1号中「(国際監にあつては、その担任する事務。以下同じ。)」を削り、同項第4号中「(国際監にあつては、その担任する主要な事業)」を削り、同項第5号中「(国際監にあつては、その担任する事務を処理する職員)」を削り、同項中第38号を第39号とし、第17号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(ii) 職員が故意又は過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことを認定すること（次号（エに係る部分に限る。）に掲げる事項を除く。）。

第9条第3項第9号中「職員、」を「職員を採用し、若しくは退職させ、又は」に、「又は」を「若しくは」に、「及び」を「若しくは退職させ、若しくは」に改める。

附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(政策創生部長、県民生活部長、福祉部長、環境部長及びまちづくり部長に係る専決事項の特例)」を付し、同項中「知事公室長、」を削り、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附則第4項を削る。

別表第1企画県民部の部秘書課の項から芸術文化課の項までを削り、同部広域調整課の項の次に次のように加える。

広報戦略課		広報計画を作成すること。	
広聴課		広聴計画を作成すること。	

別表第1企画県民部の部管財課の項局長専決事項の欄1中「同等又は」を削り、同部私学教育課の項を次

のように改める。

<p>教育課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立学校及び私立の各種学校の設置又は廃止を認可すること。 2 学校教育法第13条（同法第133条第1項及び第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校の閉鎖を命ずること。 3 学校教育法第130条第1項の規定に基づき、私立の専修学校の設置又は廃止を認可すること。 4 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の寄附行為を認可すること。 5 私立学校法第50条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の解散を認可し、又は認定すること。 6 私立学校法第62条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人にその解散を命ずること。 7 地方独立行政法人法第14条の規定に基づき、兵庫県公立大学法人（以下この項において「大学法人」という。）の理事長及び監事を任命すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき、大学法人の業務方法書の認可又は変更の認可をすること。 2 地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、大学法人の中期計画の認可又は変更の認可をすること。 3 地方独立行政法人法第26条第3項の規定に基づき、大学法人に対し中期計画の変更を命ずること。 4 地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、大学法人の財務諸表を承認すること。 5 地方独立行政法人法第36条の規定に基づき、会計監査人を選任すること。 6 地方独立行政法人法第39条の規定に基づき、会計監査人を解任すること。 7 地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、大学法人の残余の額の剰余金の使途への充当を承認すること。 8 地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき、大学法人の積立金の処分を承認すること。 9 地方独立行政法人法第41条第1項の規定に基づき、大学法人の認可中期計画に定める限度額を超える短期借入金の借入れを認可すること。 10 地方独立行政法人法第41条第2項の規定に基づき、大学法人の短期借入金の借換えを認可すること。 11 地方独立行政法人法第121条第1項の規定に基づ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法第4条（同法第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、私立学校及び私立の各種学校の設置者の変更を認可すること。 2 学校教育法第130条第1項の規定に基づき、私立の専修学校の課程の設置若しくは廃止、設置者の変更又は目的の変更を認可すること。 3 私立学校法第26条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人が行う収益を目的とする事業の種類を定めること。 4 私立学校法第32条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の寄附行為を定めること。 5 私立学校法第52条第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人の合併を認可すること。 6 私立学校法第61条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人及び同法第64条第4項の法人に対し、収益を目的とする事業の停止を命ずること。 7 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条第1項第2号の規定に基づき、同法の規定により助成
------------	---	--	---

	<p>8 地方独立行政法人法第17条の規定により大学法人の理事長及び監事を解任すること。</p> <p>9 地方独立行政法人法第55条の規定に基づき、大学法人の理事長の営利企業等への従事を承認すること。</p>	<p>き、大学法人の業務並びに資産及び債務の状況に関し、報告を徴し、又は立入検査をさせること。</p> <p>12 地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づき、大学法人に対し、必要な措置を命ずること。</p>	<p>を受ける学校法人及び同法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者に対し、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園をさせた場合において、その是正を命ずること。</p> <p>8 私立学校振興助成法第12条第1項第3号又は第4号の規定に基づき、同法の規定により助成を受ける学校法人及び同法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者に対し、その予算について必要な変更をし、又はその役員を解職すべき旨を勧告すること。</p>
--	---	---	---

別表第1 企画県民部の部中

「

<p>大学課</p>	<p>1 地方独立行政法人法第14条の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学（以下この項において「法人」という。）の理事長及び監事を任命すること。</p> <p>2 地方独立行政法人法第17条の規定により法人の理事長及び監事を解任すること。</p> <p>3 地方独立行政法人法第55条の規定に基づき、法人の理事長の営利企業等への従事を承認すること。</p>	<p>1 地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき、法人の業務方法書の認可又は変更の認可をすること。</p> <p>2 地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、法人の中期計画の認可又は変更の認可をすること。</p> <p>3 地方独立行政法人法第26条第3項の規定に基づき、法人に対し中期計画の変更を命ずること。</p> <p>4 地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、法人の財務諸表を承認すること。</p> <p>5 地方独立行政法人法第36条の規定に基づき、会計監査人を選任すること。</p> <p>6 地方独立行政法人法第39条の規定に基づき、会計監査人を解任すること。</p>	
------------	---	--	--

		<p>7 地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、法人の残余の額の剰余金の使途への充当を承認すること。</p> <p>8 地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき、法人の積立金の処分を承認すること。</p> <p>9 地方独立行政法人法第41条第1項の規定に基づき、法人の認可中期計画に定める限度額を超える短期借入金の借入れを認可すること。</p> <p>10 地方独立行政法人法第41条第2項の規定に基づき、法人の短期借入金の借換えを認可すること。</p> <p>11 地方独立行政法人法第121条第1項の規定に基づき、法人の業務並びに資産及び債務の状況に関し、報告を徴し、又は立入検査をさせること。</p> <p>12 地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づき、法人に対し、必要な措置を命ずること。</p>	
--	--	--	--

を
「

<p>秘書課</p>	<p>1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。</p> <p>2 褒章条例取扱手続（明治27年閣令第1号）第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）第1条に定める褒章（紺綬褒章を除く。）について、主務大臣に具申すること。</p>		
<p>芸術文化課</p>		<p>兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。</p>	

に改める。

別表第1企画県民部の部地域創生局の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「特定地域づくり推進法」という。）第3条第1項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合の認定をすること。
- 2 特定地域づくり推進法第5条第1項又は第9条第2項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合の変更の認定をし、又は認定を取り消すこと。
- 3 特定地域づくり推進法第13条第1項又は第2項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合に対し、適合命令又は改善命令をすること。
- 4 特定地域づくり推進法第14条第1項の規定に基づき、特定地域づくり事業協同組合に対し、事業停止命令をすること。

別表第1企画県民部の部中

「

情報企画課		1 電子計算組織の運営計画を決定すること。 2 電子計算組織の適用業務を決定すること。	放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定に基づき、小規模施設特定有線一般放送事業者の放送の業務の停止を命ずること。
-------	--	--	--

」

を

「

情報政策課	官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第1項の規定に基づき、都道府県官民データ活用推進計画を定めること。		放送法（昭和25年法律第132号）第174条の規定に基づき、小規模施設特定有線一般放送事業者の放送の業務の停止を命ずること。
デジタル改革課	情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第4条第1項の規定に基づき、情報システム整備計画を定めること。		
システム企画課		1 電子計算組織の運営計画を決定すること。 2 電子計算組織の適用業務を決定すること。	

」

に改める。

別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄2中「第70条第2項」を「第70条第3項」に改め、同欄中69を74とし、45から68までを50から73までとし、同欄44中「ゆう出量」を「湧出量」に改め、同欄44を同欄49とし、同欄43を同欄48とし、同欄42中「ゆう出路」を「湧出路」に改め、同欄中42を47とし、15から41までを20から46までとし、20の前に次のように加える。

- 19 医薬品、医療機器等法第75条第4項又は第5項の規定に基づき、地域連携薬局等の認定を取り消すこと。

別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄14中「基づき」の右に「、製造販売業者等（薬局製造販売医薬品製造販売業者等を除く。）に対し」を加え、同欄中14を18とし、13を17とし、12を16とし、同欄11中「基づき」の右に「、製造販売業者等（薬局製造販売医薬品製造販売業者等を除く。）に対し」を加え、同欄中11を15とし、10を14とし、9を13とし、同欄8中「基づき」の右に「、製造販売業者等（薬局製造販売医薬品製造販売業者等を除く。）に対し」を加え、同欄8を同欄12とし、同欄12の前に次のように加える。

- 10 医薬品、医療機器等法第72条の2第3項の規定に基づき、地域連携薬局等の開設者に対し、業務の体制

を整備することを命ずること。

- 11 医薬品、医療機器等法第72条の2の2の規定に基づき、製造販売業者等（薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者（以下「薬局製造販売医薬品製造販売業者等」という。）を除く。）に対し、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄7を同欄9とし、同欄9の前に次のように加える。

- 8 医薬品、医療機器等法第72条第5項の規定に基づき、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（10及び19において「地域連携薬局等」という。）の開設者に対し、その構造設備の改善を命じ、又は施設の全部若しくは一部の使用を禁止すること。

別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄6中「薬局開設者等」を「医薬品の販売業者（店舗販売業者を除く。）又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5中「製造業者等」の右に「（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）」を加え、同欄中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 医薬品、医療機器等法第71条の規定に基づき、医薬品等（薬局製造販売医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）を除く。）について検査を受けるべきことを命ずること。

別表第1健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄25中「第59条」を「第64条」に改め、同部感染症対策課の項局長専決事項の欄22中「報告を」の右に「求め、又は外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同欄23中「同条第1項の報告を求めた」を「新感染症の所見のある」に、「新感染症」を「健康の状態についての報告を求め、又は外出しないことその他の当該新感染症」に改め、同欄中31及び32を削り、30を32とし、29の次に次のように加える。

- 30 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2第1項の規定に基づき、臨時の医療施設において、医療を提供すること。

- 31 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の3又は第49条の規定に基づき、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用すること。

別表第1農政環境部の部農地整備課の項局長専決事項の欄51を同欄53とし、同欄50の次に次のように加える。

- 51 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条第1項又は第3項の規定に基づき、防災重点農業用ため池の指定をし、又はその指定を解除すること。

- 52 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、防災工事等推進計画を定めること。

別表第1農政環境部の部林務課の項局長専決事項の欄10中「第11条第5項（）」及び「森林経営計画（）」の右に「同法」を加え、同欄11、18及び19中「準用する」の右に「同法」を加え、同欄39を同欄41とし、同欄34から38までを同欄36から40までとし、同欄33中「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改め、同欄中33を35とし、20から32までを22から34までとし、19の次に次のように加える。

- 20 森林組合法第88条の3第3項又は第108条の5第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、出資組合又は出資連合会の吸収分割を認可すること。

- 21 森林組合法第108条の13第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、出資組合又は出資連合会の新設分割を認可すること。

別表第1農政環境部の部水産課の項局長専決事項の欄18中「昭和41年兵庫県規則第48号）第34条第2項又は兵庫県内水面漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第49号）第4条第2項」を「令和2年兵庫県規則第48号）第42条第2項」に改め、同部環境整備課の項知事決裁事項の欄4中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同項局長専決事項の欄9中「認定熱回収施設設置者」の右に「（廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者であるものに限る。）」を加え、同表県土整備部の部都市計画課の項局長専決事項の欄4中「第19条第3項（）」の右に「同法」を加え、同欄中36を37とし、28から35までを29から36までとし、27の次に次のように加える。

- 28 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の2第2項の規定に基づき、立地適正化計画の記載に係る協議に同意すること。

別表第1県土整備部の部市街地整備課の項局長専決事項の欄83中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

別表第2企画県民部の部防災企画課の項知事決裁事項の欄に次のよう加える。

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第34条第1項又は第8項の規定に基づき、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更すること。

2 国民保護法第34条第5項又は第8項の規定に基づき、国民の保護に関する計画の作成又は変更について内閣総理大臣に協議すること。

別表第2企画県民部の部防災企画課の項防災監専決事項の欄に次のよう加える。

8 国民保護法第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。

9 国民保護法第12条第1項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施について、他の都道府県の都道府県知事等に応援を求めること。

10 国民保護法第151条第1項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に職員の派遣を要請すること。

11 国民保護法第152条第1項又は第2項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、特定指定公共機関又は他の普通地方公共団体の職員の派遣について総務大臣にあつせんを求めること。

別表第2企画県民部の部復興支援課の項課名の欄中「復興支援課」を「防災支援課」に改め、同部災害対策課の項知事決裁事項の欄2中「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）」を「国民保護法」に改め、同欄中5及び6を削り、7を5とし、8を6とし、同欄に次のよう加える。

7 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項の規定に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る公示を行うよう要請すること。

別表第2企画県民部の部災害対策課の項防災監専決事項の欄中12を削り、13を12とし、14を削り、15を13とし、16から35までを14から33までとし、36及び37を削り、同欄38中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、同欄38を同欄34とし、同欄34の次に次のよう加える。

35 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項又は第3項の規定に基づき、営業時間の変更その他同条第1項に規定する政令で定める措置を講ずるよう要請し、又は当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずること。

別表第2企画県民部の部災害対策課の項防災監専決事項の欄中39を36とし、40を37とし、41を38とし、同欄42中「指示する」を「命ずる」に改め、同欄42を同欄39とし、同欄43を同欄40とする。

別表第2企画県民部の部災害対策課の項局長専決事項の欄19中「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の右に「第31条の6第2項又は」を加える。

（地方機関処務規程の一部改正）

第2条 地方機関処務規程（昭和43年兵庫県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第35条第1号中「様式第6号」を「別記様式」に改める。

別表第1総務企画室の部総務企画室の項県民局長専決事項の欄6中「職員、」を「職員を採用し、若しくは退職させ、又は」に、「又は」を「若しくは」に、「及び」を「若しくは休職させ、若しくは」に改める。

別表第1県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄129中「者」の右に「（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）を加え、同欄136中「最終処分場」の右に「（産業廃棄物処分業者等に係るものを除く。137において同じ。）」を加え、同欄140中「者」の右に「（産業廃棄物処分業者等であるものを除く。）」を加え、同欄141中「認定熱回収施設設置者」の右に「（産業廃棄物処分業者等であるものを除く。151及び152において同じ。）」を加え、同欄148中「事業者等（」の右に「廃棄物処理法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく」を加え、「産業廃棄物処分業、」を「又は」に、「又は特別管理産業廃棄物処分業」を削り、「受けた者」の右に「及び産業廃棄物処分業者等」を加え、同欄151中「又は第7条の4」を「（廃棄物処理法施行令第7条の4において準用する場合を含む。）」に改め、同欄152中「又は第12条の11の11」を「（同令第12条の11の11において準用する場合を含む。）」に改め、「基づき、」の右に「認定熱回収施設設置者から」を加え、同項県民局長専決事項の欄43中「第56条」を「第56条第1項」に改め、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄233の次に次のよう加える。

233の2 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第8条第1項の規定に基づき、指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄234中「(昭和22年法律第233号)」を削り、同欄235の3中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同欄235の4中「第53条第2項」を「第56条第2項」に改め、同欄235の4の次に次のように加える。

235の5 食品衛生法第57条第1項の規定に基づき、営業の届出を受理すること。

235の6 食品衛生法第57条第2項において準用する同法第56条第2項の規定に基づき、届出営業者の地位の承継の届出を受理すること。

235の7 食品衛生法第58条第1項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の回収に着手した旨及び回収の状況の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄236中「第54条」を「第59条」に改め、同欄236の2中「第55条第1項」を「第60条第1項」に改め、同欄237中「第56条」を「第61条」に改め、同欄237の2中「申請書記載事項」の右に「又は届出営業者の届出書記載事項」を加え、同欄237の2の次に次のように加える。

237の2の2 食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき、許可営業者又は届出営業者の廃業の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄237の3から237の7まで中「食品衛生に関する基準及び営業の手続等を定める規則」を「食品衛生に関する手続等を定める規則」に改め、同欄中237の17を237の19とし、237の14から237の16までを237の16から237の18までとし、237の8から237の13までを削り、237の7の8を237の15とし、237の7の7を237の14とし、237の14の前に次のように加える。

237の13 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づき、食品の回収に着手した旨及び回収の状況の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄237の7の6を同欄237の12とし、同欄237の7の2から237の7の5までを同欄237の8から237の11までとし、同欄278の4中「第7条第3項」を「第7条第4項ただし書」に改め、同欄278の8中「薬局製造販売医薬品」の右に「(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「医薬品、医療機器等法施行令」という。)第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。)」を加え、同欄278の9中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同欄278の11中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同欄278の13中「第14条第9項」を「第14条第15項」に改め、同欄278の14中「第14条第10項」を「第14条第16項」に改め、同欄280の2中「第28条第3項ただし書、第35条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書、第35条第4項ただし書」に改め、同欄281中「同法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄281の4中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同欄283中「同法」を「医薬品、医療機器等法」に改め、同欄286中「第69条第4項」を「第69条第6項」に、「薬局製造販売医薬品製造販売業」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業」に、「薬局製造販売医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品の製造業」に改め、同欄288中「第70条第2項」を「第70条第3項」に改め、同欄288の2中「医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、「(薬局製造販売医薬品製造販売業に係るものに限る。)」を削り、同欄289中「薬局製造販売医薬品製造業者」を「薬局製造販売医薬品の製造業者」に改め、同欄289の2中「薬局開設者等(再生医療等製品の販売業者を除く。)」を「薬局開設者、医薬品の販売業者(配置販売業者を除く。又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者(290の2において「薬局開設者等」という。))」に改め、同欄290中「又は第2項」を削り、「薬局開設者等」を「薬局開設者又は店舗販売業者」に改め、同欄290の3中「薬局製造販売医薬品製造販売業者、薬局製造販売医薬品製造業者、薬局開設者、医薬品販売業者(配置販売業者を除く。又は医療機器の販売業者若しくは貸与業者(以下「薬局製造販売医薬品製造販売業者等」という。))」を「薬局製造販売医薬品製造販売業者等」に改め、同欄中290の3を290の4とし、290の2を290の3とし、290の次に次のように加える。

290の2 医薬品、医療機器等法第72条の2の2の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者又は薬局開設者等(290の4から292までにおいて「薬局製造販売医薬品製造販売業者等」という。)に対し、法令遵守体制の改善に必要な措置を講ずることを命ずること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄292の8中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「医

薬品、医療機器等法施行令」という。)を「医薬品、医療機器等法施行令」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄87を次のように改める。

87 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部但馬長寿の郷の項県民局長委任事項の欄1中「こと」の右に「(同条例第10条の規定により同条に規定する指定管理者に管理を行わせる施設に係るものを除く。以下この項において同じ。)」を加え、同欄2中「第5条」を「第6条」に改め、同欄3中「第6条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、同欄4中「第7条」を「第8条」に改める。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄104中「兵庫県内水面漁業調整規則(昭和41年兵庫県規則第49号)第11条」を「兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第45条第1項又は第7項」に、「水産動物」を「水産動植物」に改め、同欄104の次に次のように加える。

104の2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第42条第1項の規定に基づき、特定水産動植物の採捕を許可すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄1から8までを削り、同欄8の2中「第26条第1項」の右に「又は第30条第1項」を加え、「受理する」を「受ける」に改め、同欄中8の2を1とし、8の3から8の6までを2から5までとし、5の次に次のように加える。

6 漁業法第58条において準用する同法第50条の規定に基づき、漁業の許可を受けた者の休業の届出を受理すること。

7 漁業法第58条において準用する同法第52条第1項に基づき、資源管理の状況等の報告を受けること。

8 漁業法第131条第1項の規定に基づき、船舶の停泊を命じ、又は漁具等の使用の禁止若しくは陸揚げを命ずること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄中16から21までを削り、15を21とし、10から14までを15から20までとし、9の次に次のように加える。

10 兵庫県漁業調整規則第8条第2項又は第16条第3項の規定に基づき、漁業の許可又は起業の認可に係る必要書類の提出を求めること。

11 兵庫県漁業調整規則第11条第9項の規定に基づき、漁業の許可の申請をした者の地位の承継の届出を受理すること。

12 兵庫県漁業調整規則第17条第2項の規定に基づき、漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。

13 兵庫県漁業調整規則第19条第2項の規定に基づき、漁業の許可を受けた者の就業の届出を受理すること。

14 兵庫県漁業調整規則第47条第1項の規定に基づき、操業責任者に対し、船舶への乗組みを制限し、又は禁止を命ずること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄1中「及び兵庫県漁業調整規則第7条」を削り、同欄1の2及び1の3を削り、同欄2から7までを次のように改める。

2 漁業法第58条において準用する同法第38条の規定に基づき、起業を認可すること。

3 漁業法第58条において準用する同法第44条第1項の規定に基づき、漁業の許可又は起業の認可に条件を付けること。

4 漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づき、漁業の許可について変更の許可をすること。

5 漁業法第58条において準用する同法第51条第1項又は同法第54条第1項の規定に基づき、漁業の許可又は起業の認可を取り消すこと。

6 漁業法第58条において準用する同法第54条第2項又は兵庫県漁業調整規則第23条第1項の規定に基づき、漁業の許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずること。

7 漁業法第125条第1項又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第10条第1項の規定に基づき、協定の締結又は認定協定の変更を認定すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄中15から17までを削り、14を16とし、8から13までを10から15までとし、7の次に次のように加える。

8 漁業法第126条第2項の規定に基づき、認定協定への参加をあっせんすること。

9 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第116条第1項の規定に基づき、提出書類を受理し、農林水産大臣に進達すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄中18を17とし、19を18とし、20を19とし、同欄21中「第12条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同欄中21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を削り、25を23とし、26を削り、27を24とし、28を削り、同欄29中「第49条第2項」を「第49条第2項」に改め、同欄中29を25とし、30を削り、31を26とし、32から34までを27から29までとする。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄19中「制限又は条件を付す」を「条件を付ける」に改め、同欄23中「取り消す」を「取り消し、又はその行使の停止を命ずる」に改め、同欄26の2の次に次のように加える。

26の3 漁業法第109条第1項の規定に基づき、沿岸漁場管理団体を指定すること。

26の4 漁業法第111条第1項の規定に基づき、沿岸漁場管理規程を認可すること。

26の5 漁業法第115条第1項の規定に基づき、保全活動の全部又は一部の休止又は廃止を認可すること。

26の6 漁業法第116条第1項の規定に基づき、沿岸漁場管理団体に対し、保全活動を適切に行うべき旨又は条件を遵守すべき旨を勧告すること。

26の7 漁業法第116条第2項又は第3項の規定に基づき、沿岸漁場管理団体の指定を取り消すこと。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄中39から41までを削り、42を39とし、43から46までを40から43までとする。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中54の9を54の22とし、54の8を54の21とし、54の7を54の20とし、同欄54の6中「第48条の27」を「第48条の50」に改め、同欄54の6を同欄54の19とし、同欄54の5中「第48条の25第1項」を「第48条の48第1項」に改め、同欄54の5を同欄54の18とし、同欄54の4中「第48条の23第3項」を「第48条の46第3項」に改め、同欄54の4を同欄54の17とし、同欄54の3中「第48条の23第1項」を「第48条の46第1項」に改め、同欄54の3を同欄54の16とし、同欄54の2中「第48条の20」を「第48条の37第1項」に、「締結する」を「締結し、道路外利便施設の管理をする」に改め、同欄54の2を同欄54の15とし、同欄54の次に次のように加える。

54の2 道路法第48条の20第2項の規定に基づき、歩行者利便増進道路の指定について市町長に協議すること。

54の3 道路法第48条の20第4項の規定に基づき、歩行者利便増進道路の指定について協議に応じ、同意すること。

54の4 道路法第48条の22第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路の管理の特例について協議に応じ、同意すること。

54の5 道路法第48条の23第1項の規定に基づき、公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針を定めること。

54の6 道路法第48条の23第5項の規定に基づき、市町長及び学識経験者の意見を聴くこと。

54の7 道路法第48条の24第1項の規定に基づき、歩行者利便増進計画を受理すること。

54の8 道路法第48条の25第1項から第3項まで規定に基づき、歩行者利便増進計画について審査若しくは評価をし、又は当該評価に当たり警察署長に協議すること。

54の9 道路法第48条の25第4項又は第5項の規定に基づき、占用予定者の選定をし、又は当該選定に当たり学識経験者の意見を聴くこと。

54の10 道路法第48条の26第1項又は第48条の27第1項の規定に基づき、歩行者利便増進計画の認定をし、又は当該認定を受けた歩行者利便増進計画の変更の認定をすること。

54の11 道路法第48条の29の規定に基づき、認定歩行者利便増進計画の認定に基づく地位の承継を承認すること。

54の12 道路法第48条の30第1項の規定に基づき、特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定すること。

54の13 道路法第48条の32第1項又は第3項の規定に基づき、車両の停留を許可し、又は当該許可の申請に係る事項の変更を許可すること。

54の14 道路法第48条の34の規定に基づき、道路標識を設けること。

54の15 道路法第48条の37第1項の規定に基づき、利便施設協定を締結し、道路外利便施設の管理をするこ

と。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄393中「宅地造成工事許可申請手数料」を「同条例別表第4の43の部に定める手数料（宅地造成等規制法に関する手数料）」に改め、同欄403を次のように改める。

403 削除

別表第2 自治研修所長の項専決事項の欄1中「推薦する」を「決定する」に改め、同表食肉衛生検査センター所長の項委任事項の欄2中「第54条第1項」を「第59条第1項」に改める。

様式第1号から様式第5号までを削る。

様式第6号中「昭和 年」を「 年」に、「確認印」を「確認」に改め、同様式を別記様式とする。

（労働委員会事務局処務規程の一部改正）

第3条 労働委員会事務局処務規程（昭和38年兵庫県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「職員、」を「職員を採用し、若しくは退職させ、又は」に、「又は」を「若しくは」に、「及び」を「若しくは退職させ、若しくは」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中決裁規程別表第1 健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄25の改正規定並びに第2条のうち地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄235の3及び235の4の改正規定、同欄235の4の次に次のように加える改正規定、同欄236から237の2までの改正規定、同欄237の2の次に次のように加える改正規定、同欄中237の17を237の19とし、237の14から237の16までを237の16から237の18までとし、237の8から237の13までを削り、237の7の8を237の15とし、237の7の7を237の14とし、237の14の前に次のように加える改正規定、同欄237の7の6を同欄237の12とし、同欄237の7の2から237の7の5までを同欄237の8から237の11までとする改正規定並びに同訓令別表第2 食肉衛生検査センター所長の項委任事項の欄2の改正規定 令和3年6月1日

(2) 第1条中決裁規程別表第1 健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄20の前に次のように加える改正規定、同欄12の前に次のように加える改正規定及び同欄9の前に次のように加える改正規定並びに第2条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄278の4、278の9、278の11、278の13、278の14、280の2及び281の4の改正規定、同欄286の改正規定（「第69条第4項」を「第69条第6項」に改める部分に限る。）並びに同欄中290の3を290の4とし、290の2を290の3とし、290の次に次のように加える改正規定 令和3年8月1日

(3) 第1条中決裁規程別表第1 県土整備部の部市街地整備課の項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）附則第1条第3号に規定する政令で定める日

（出納局決裁規程の一部改正）

2 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「知事公室、」を削り、「専門職大学準備室」を「知事室」に改める。

~~~~~

### 兵庫県訓令第4号

本 庁  
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、知事公室長」を削り、同条第3号中「専門職大学準備室長」を「知事室長」に改め、

「全国豊かな海づくり大会推進室長」の右に「(第6号において「新庁舎整備室長等」という。)」を加え、「国際監、秘書課長、広報戦略課長、広聴課長、芸術文化課長、国際交流課長及び国際経済課長」を削り、同条第4号中「前号に掲げる課長を除き、」を削り、同条第6号中「室長」の右に「(新庁舎整備室長等を除く。)」を加える。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「局」の右に「(新庁舎整備室、知事室、感染症等対策室及び全国豊かな海づくり大会推進室を含む。)」を加え、「公印(以下)」を「公印(次項及び第5条第1項において)」に、「県印(以下)」を「県印(次項において)」に改め、同条第2項中「の局長」の右に「(新庁舎整備室長、知事室長、感染症等対策室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長を含む。以下同じ。)」を加える。

別表知事公室長印の款及び国際監印の款を削る。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第3条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2企業部会の項中

「企業庁水道課長」

を

「企業庁水道課長

企業庁水道課水道技術参事」

に、「企業庁分譲推進課長」を「企業庁企業誘致課分譲企画参事」に改める。

別表第3企業部会の款中

「

|            |            |
|------------|------------|
| 猪名川広域水道分科会 | 猪名川広域水道事務所 |
| 北摂広域水道分科会  | 北摂広域水道事務所  |
| 東播磨利水分科会   | 東播磨利水事務所   |
| 姫路利水分科会    | 姫路利水事務所    |

」

を

「

|         |         |
|---------|---------|
| 広域水道分科会 | 広域水道事務所 |
| 利水分科会   | 利水事務所   |

」

に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第4条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条第1項中「企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室長」を「企画県民部科学情報局システム企画課長」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第5条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「知事公室長、」を削り、「専門職大学準備室長」を「知事室長」に改め、「国際監」を削る。

第5条第1項中「企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室(以下「システム管理室」を「企画県民部科学情報局システム企画課(次項及び第13条第2項において「システム企画課」に改め、同条第2項中「システム管理室」を「システム企画課」に改める。

第6条中「企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室長(以下「システム管理室長」を「企画県民部科学情報局システム企画課長(以下「システム企画課長」に改める。

第7条、第8条及び第12条中「システム管理室長」を「システム企画課長」に改める。

第13条第2項中「システム管理室」を「システム企画課」に改める。

第15条中「システム管理室長」を「システム企画課長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第6条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中「企画県民部知事公室芸術文化課長」を「企画県民部管理局教育課長」に、「企画県民部管理局私学教育課長」を「企画県民部管理局教育課大学室長」に、「企画県民部管理局大学課長」を「企画県民部知事公室芸術文化課長」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中「企画県民部管理局私学教育課長」を「企画県民部管理局教育課長」に改め、同表交通安全対策会議の項中「企画県民部知事公室広報戦略課長」を「企画県民部政策調整局広報戦略課長」に、「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長」を「健康福祉部少子高齢局高齢政策課長」に改め、同表青少年愛護審議会の項中「企画県民部知事公室広報戦略課長」を「企画県民部政策調整局広報戦略課長」に、「企画県民部知事公室芸術文化課長」を「企画県民部管理局教育課長」に、「企画県民部管理局私学教育課長」を「企画県民部知事公室芸術文化課長」に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部知事公室広報戦略課長」を「企画県民部政策調整局広報戦略課長」に改め、同表国民保護協議会の項中「企画県民部知事公室広報戦略課長」を「企画県民部政策調整局広報戦略課長」に、

「企画県民部企画財政局総務課長」

を

「企画県民部企画財政局総務課長

企画県民部防災企画局防災企画課長」

に改め、同表障害福祉審議会の項中「企画県民部知事公室広報戦略課長」を「企画県民部政策調整局広報戦略課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第423号の7の2

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 平成13年兵庫県告示第548号の3(県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程)の一部を次のように改正する。

本則の表神戸県民センター神戸土木事務所参事の項中「東播磨利水事務所長」を「利水事務所長」に改め、同表阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所参事の項中「西宮こども家庭センター所長」を「尼崎こども家庭センター所長、西宮こども家庭センター所長」に改め、同表阪神北県民局宝塚土木事務所参事の項中「猪名川広域水道事務所長」を「広域水道事務所長」に改め、同表東播磨県民局加古川土木事務所参事の項中「東播磨利水事務所長」を「利水事務所長」に改め、同表北播磨県民局加東健康福祉事務所参事の項中「中央こども家庭センター所長」を「加東こども家庭センター所長」に改め、同表中播磨県民センター姫路土木事務所参事の項中「姫路利水事務所長」を「利水事務所長」に改め、同表阪神北県民局宝塚土木事務所所長補佐の項を削る。

第2条 平成13年兵庫県告示第548号の4(保健所副所長等の職の指定に関する規程)の一部を次のように改正する。

本則の表明石保健所副所長の項及び明石保健所課長の項を削る。

第3条 平成16年兵庫県告示第476号の5(本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程)の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部健康福祉部の款中

「

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 社会福祉局 | 社会福祉課 | 福祉政策参事 |
| 健康局   | 生活衛生課 | 水道企画参事 |

」

を

「

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 社会福祉局 | 社会福祉課 | 福祉政策参事 |
|-------|-------|--------|

」

に改め、同部農政環境部の款農政企画局の項中

「

|       |        |
|-------|--------|
| 総務課   | 農林調整参事 |
| 総合農政課 | 環境農業参事 |

」

を

「

|     |        |
|-----|--------|
| 総務課 | 農林調整参事 |
|-----|--------|

」

に改め、同表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部丹波県民局の款県民交流室の項中「大丹波連携参事」を「たんば暮らし参事」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。